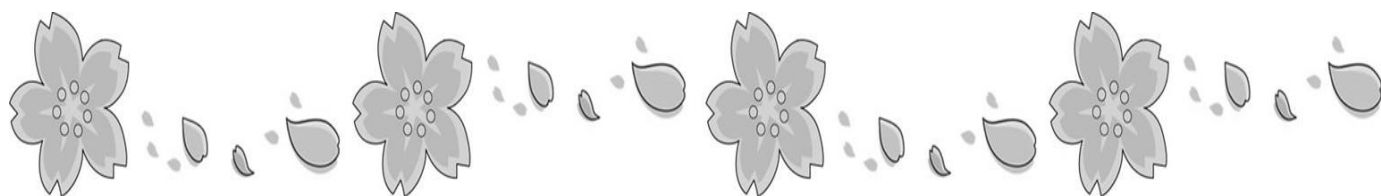


くみあいニュース

第7号



◆ ご挨拶

新緑の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は組合事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新年度がスタートし、4月1日には四郷駅前の駐車場が新しい場所へ移転しました。地区内の工事も順調に進んでおり、少しずつですが街の将来の形が見え始めています。

平成29年度、平成30年度は事業のピークを迎え、年間の事業量もこれまで以上に大規模なものになります。豊田市のご指導を賜りながら計画どおりに進めていけるよう、引続き役員一同気を引き締めて事業に取り組んで参ります。

工事に伴う、交通規制等ご迷惑をかけることも多いかと思いますが、引続きご理解とご協力をよろしくお願い致します。

理事長 梅村 利幸



◆ 第8回総代会を開催しました

平成29年3月26日（日）に第8回総代会を、開催しました。
議決事項は以下のとおりです。

第1号議案 平成28年度第3回補正予算について

第2号議案 繰越明許費について

第3号議案 平成29年度予算について

上記議案は原案どおり可決されました。



◆ 共同売却・共同賃貸 購入・賃借予定者のご紹介について

共同売却街区の購入予定者、共同賃貸街区の賃借予定者を皆さんへご紹介いたします。大切な内容となりますので、ご出席をお願いいたします。

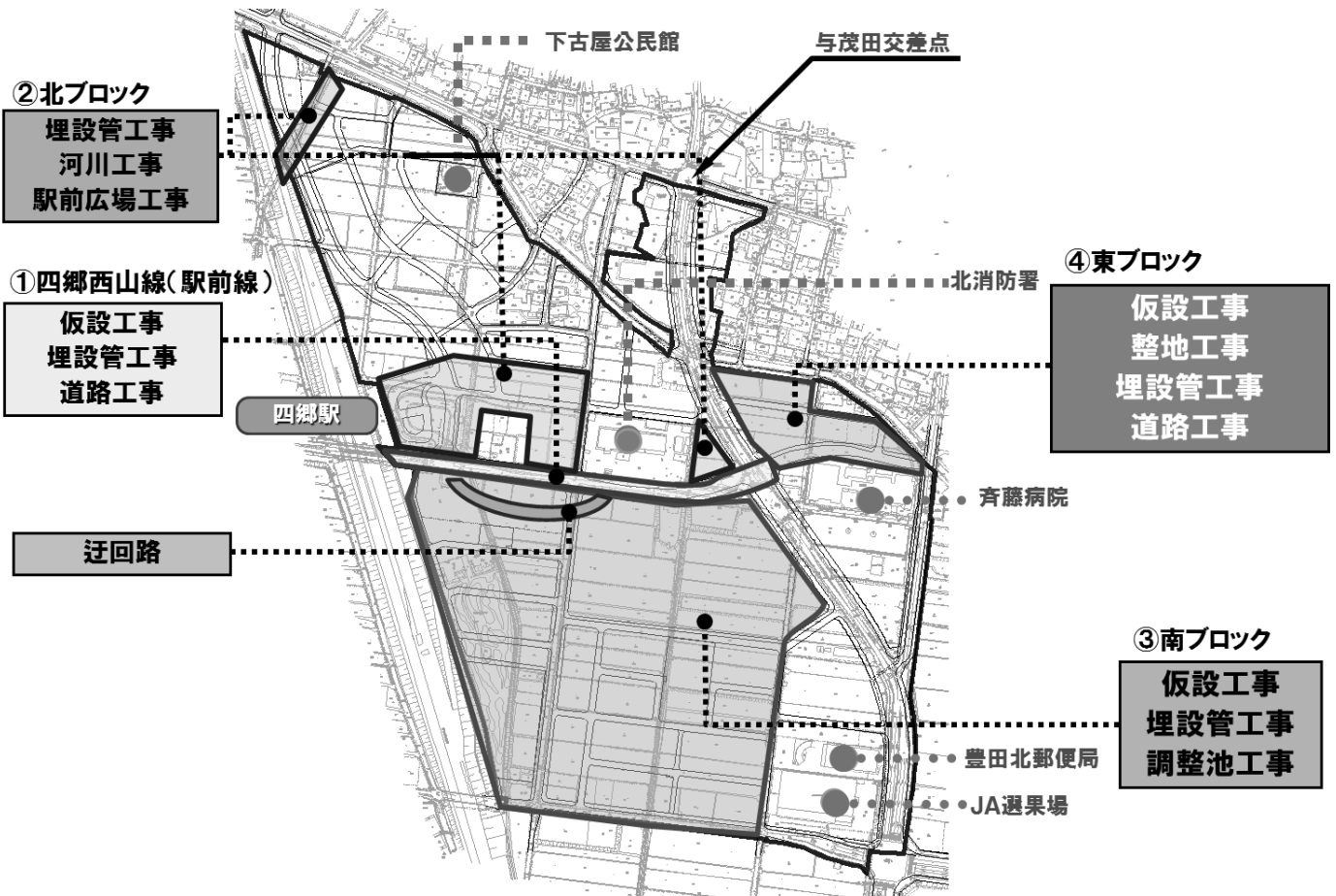
関係者の皆さんには別途ご案内を送付いたしますのでご確認ください。



◆ 平成 29 年度の主な工事予定

今年度に行う主な工事については下記の通りです。工事内容によっては皆様にご迷惑をおかけすることもあります。ご協力をよろしくお願いいたします。

工 種	平成29年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 四郷西山線(駅前線)												
仮設工事	■	■	■									
埋設管工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■
道路工事											■	■
迂回路通行期間				■	■	■	■	■	■	■		
② 北ブロック												
埋設管工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■
河川工事									■	■	■	
駅前広場工事			■	■	■	■	■	■	■	■		
③ 南ブロック												
仮設工事	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
埋設管工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■
調整池工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■
④ 東ブロック												
仮設工事	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
整地工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■
埋設管工事					■	■	■	■	■	■	■	■
道路工事											■	■



◆ 地区内の公益施設の変更等



- ① 現在、市道（井尻森前線）は工事の為通行止めになっております。
- ② 市道（上原森前線）は今年の秋ごろ通行止めになります。
- ③ 仮設のバスロータリーが旧駐車場の位置に設置され、ロータリーはしばらくの間移転します。（H29.5.15～H29.10.31） 駐車場は駅北側に移設完了で、現在ご利用いただけます。
- ④ マレットゴルフ場は高町の豊田市運動公園に移設されました。リサイクルステーションは今年の秋ごろまでご利用いただけます。

◆ エコキャップ活動

エコキャップ活動とはペットボトルのキャップを集めて、世界の子供たちにワクチンを届ける活動です。ペットボトルのキャップ800個でポリオワクチン一人分となり、一人の子供の命が救えます。当組合で集めたペットボトルキャップは同じ活動を行う四郷小学校に寄贈しました。

組合では継続してこのような活動を行っていきたいと考えております。

地球に愛を 子どもに愛を
ペットボトルのキャップを集めて
世界の子供たちにワクチンを届けよう！

あなたの行動が世界の子供と地球の未来を創ります！
小さなキャップでも、分けば資源！
リサイクルして循環する材料に、
キャップは400個で10円になります。
ポリオワクチンは1人分20円！
キャップ800個で一人の子供の命が救えます。

キャップ回収
リサイクルメカニズム
資源物をフロンテン
で回収し、再生紙や
プラスチックなどに
リサイクル（CO2削減）
日本郵政（JCV）
NPO法人（公益財団）
エコキャップ推進協会
ECOCAP

協力：日本労働組合総連合会、(社)日本青年会議所、労働者組合中央協議会

◆ 現在の工事の状況



◆ 各種証明書の発行について

仮換地の証明書や仮換地の底地証明などが必要な方は、組合事務所にて証明書を発行いたしますので、お申し出ください。（有料になります。）



◆ 建築行為等の制限について

換地処分を行うより以前に、土地の形質の変更もしくは、建築物その他工作物の新築、改装、増築を行い、または移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積（5トン以上）を行おうとする場合は、豊田市長の許可を必要としますので、事前に組合事務所へご相談の上、「土地区画整理事業施行地区内建築行為等認可申請書」（土地区画整理法第76条第1項の申請）を提出して下さい。

◆ 地権者の皆様へのお願い

下記に該当するような宅地および建物等に関する権利に異動を生じたときは、組合事務局までお知らせください。

- 地区内土地および建物の権利の異動が生じた場合（例：相続の発生、土地・建物の売買を行った場合など）
- 住所移転や連絡先などに変更が生じた場合（例：引越しなどで転居された場合など）



平成29年4月27日 第7号

発行：豊田四郷駅周辺土地区画整理組合

事務所：住所 〒470-0373 豊田市四郷町六反田82番地

電話 0565-45-6251 FAX0565-45-6252

発行責任者：理事長 梅村 利幸 編集責任者：滝野 真道（事務局長）

